

## 防災は地道に楽しくできることから

### サーパス知寄町Ⅰ自主防災会 ついに発足

### 第一回総会で事業計画、予算、役員など決定



設立総会に先立ってサーパス通町一番館自主防災会副会長から体験談を聞きました。

管理組合総会で、自主防災組織を管理組合の附属組織として設立することと、規約（4面掲載）を確認し、規約に則って7月22日（土）午後6時から集会室で設立総会を開催しました。

総会に先立ちサーパス通町一番館自主防災会副会長から、「マンションにおける自主防災活動について」と題して、活動の継続性の大変さについてお話を聞きました。

総会は、会長予定の川見理事長を議長として開催し、78会員（うち委任状52通）の出席で、第一号議案 2006年度事業計画案、第二号議案 2006年度予算案、第三号議案役員選任案をそれぞれ承認頂きました。

## 2006年度役員名簿

役職名	人数	氏名
会長	1名	202川見義則
副会長	若干名	811小松弘典 1107五藤星三 404坂本茂雄
会計	1名	902島本博子
消火班長	1名	511西村尚志
避難指導班長	1名	602橋本幸徳
救出救護班長	1名	1204坂本一洋
情報班長	1名	404坂本茂雄（兼）
給食給水班長	1名	911林郁子
消火班員	若干名	208浜崎明夫 409村田俊江 505伊藤五郎
避難指導班員	若干名	管理組合理事 406川田尚志 501上甬木宏之 606山内淑子 706田村 智 809原田雅夫 908山岡長正 1008西内康雄 1108常光レミ 1206岩崎恵津子 1301徳弘光夫 1401中澤康夫 1002福永敏之
救出救護班員	若干名	506西山保 1008西内康雄（兼） 1009小林真理子 1105野並華奈
情報班員	若干名	604客野建一 1403沖本健二
給食給水班員	若干名	504横山春菜 608井上郁子 707北村佐代子
監事	1名	302佐竹隆

## 不安にえられる自主防活動を

総会では、「家具転倒防止についてのアドバイス」や「津波が想定される中で、マンションが倒壊しなければ、避難場所の昭和小学校に避難することがよいことなのか」などの意見も出されましたが、そんなことに答えていける自主防災会としての活動をしていくこととします。今年度役員は左掲のとおりですが、皆様のご協力なしには活動できませんのでなにとぞのご協力をお願いします。

また、予算（3面掲載）については、高知市からの補助金が主たる財源となりますが、申請順番によっては、来年度になる場合もあり、財源の必要な事業は交付されて以降の取り組みとなることをご承知願います。

アンケートを挟んでいます

# 事業計画について具体化協議 アンケート実施にご協力を

## 2006年度事業計画

- 1 全世帯アンケートを行い、地震に対する意識や備えの現状の把握などにつとめる。
- 2 家具転倒防止の取り組み啓発などを行う。
- 3 協力団体との協議を行う。  
想定される協力団体  
昭和小学校、城東中学校、近隣医療機関、高知市東消防署、高知市消防局下知分団、高知警察署下知交番、下知地区地域安全推進協議会、知寄町2丁目町内会
- 4 防災講演会など学習会を開催する。
- 5 防災マップを作成する。
- 6 避難をはじめとした防災訓練を行う。
- 7 年間予定事業
  - 7月 定例総会の開催
  - 8月 勉強会及び活動計画の具体化についての役員会・会員意識アンケート調査実施
  - 9月 役員会議の開催
  - 10月 防災講演会の開催
  - 11月 防災マップ作成作業
  - 12月 役員会議の開催  
避難訓練計画策定（防火訓練と合同）
  - 2月 避難訓練の実施（防火訓練と合同）
  - 3月 役員会議の開催

7月28日に高知市への組織結成届けや補助金申請を行うための具体的な協議を行いました。

川見会長をはじめ班長以上の役員全員が出席の上、左記の事業計画の当面する具体化を下記のように決めました。

### ①地震対策意識アンケートについて

別紙のとおり挟み込んでいますので、ご記入の上、31日までに提出してください。

### ②学習会の開催について

今回のアンケート結果に基づき優先順位の高い課題で実施することとします。時期としては、10月中下旬に行いますので、別途ご案内します。

### ③家具転倒防止の啓発と取り組みについて

次回役員会において「備えネット」のメンバーからアドバイスを頂き、今回のアンケート結果も踏まえて、啓発方法を検討します。

### ④防災マップの作成と防災訓練について

骨子は確認しましたが、詳細は次回役員会（9月9日土曜日午後6時）で協議することとしました。

## 資機材購入に頭悩ます

8月2日付けで、サーパス知寄町I自主防災会の結成届けが受理されました。今後は、補助金の申請などの手続きを行うこととしています。

救助用資機材の購入について、マンションゆえに必要なもの、優先度の高いものを考慮しながら、また、予算限度額の65万円の範囲内ということなどに考慮しながら、別記のもので申請することとしています。



昨年12月昭和小学校で開催された地域ぐるみの防災訓練の一コマ。

品名	数量
消火器	5
背負式救助及び救護用工具箱セット	2
大ハンマー、平バール、折鋸、トラロープ、ボルトクリッパー	
おんぶたいプラス	2
トランシーバー	10
携帯用拡声器	1
2灯ハロゲンライトセット PHCX-305	1
ホンダ発電機 EX6	1
防災啓発看板	3
蓄光式避難誘導標識	13

**地震対策意識アンケートにご協力を！  
今後の活動の糧になります。**

**8月31日締め切りです**

# 自主防活動の予算も補助金次第 来年以降に先送りの事業の可能性も

現在、市内には自主防災組織が順次結成されており、高知市の補助金の予算が不足する事態が心配されています。当自主防災会では、第一回役員会で確認した内容で、補助金申請をしますが、年度内に交付されない場合には、再度役員会に図り事業計画の変更を行うこととします。

2006年度サーパス知寄町 I 自主防災会予算(案)

期間 2006.6～2007.3

科目名		予算額	執行状況	執行残額	備考
収入	自主防災会費	134,000			
	管理組合助成金	134,000			134世帯×1000円
	補助金	850,000			高知市自主防災組織育成強化事業費補助金850,000円(育成を図る事業200,000円、整備を図る事業650,000円)
	その他の収入	0			
	雑収入	10			預金利息
	前年度繰越金	0			
	収入計	984,010			
支出	自主防災組織育成事業費	284,000			
	消耗品費	10,000			
	通信費	10,000			
	委託料	80,000			防災計画、防災マップ、印刷物作成
	会議費	40,000			4回開催 講師謝金、資料作成等
	避難訓練経費	20,000			
	保険料	10,000			訓練等に伴う傷害保険
	広報費	60,000			会報年間6号作成
	研修費	40,000			2回開催 講師謝金、資料作成等
	雑費	14,000			
	自主防災組織施設等整備事業費	650,000			
	備品購入費	650,000			自主防災組織の整備を図る事業費充当(救助用初期資機材、折りたたみ担架、情報伝達用資機材、避難誘導標識、防災啓発看板等)
	一般管理費	40,000			
	通信運搬費	10,000			
	消耗品費	10,000			
	渉外費	10,000			
	雑費	10,000			
予備費	10,010				
支出計	984,010				
次年度繰越金				0	

当自主防災会は①入居世帯全てに加入していただき、自らの課題として捉えて頂くため、管理組合の付属組織とし、連携を重視する。②管理組合理事長は自主防災組織の会長を兼ねることとし、理事は避難誘導班に位置づける。③この自主防災組織を防火組織としても届け出ることとし、その任務については代行する。④会の事業は事前事後に関わらず、随時管理組合に報告することとする。⑤会費は別途徴収することなく、管理組合からの助成金のみであり、それ以外は、高知市からの補助金に頼らず、そのために、自主財源は管理組合からの助成金のみであり、それ以外は、高知市からの補助金に頼らざるをえず、来年以降の活動によっては、自主財源の検討も必要となってきます。

# サーパス知寄町 I 自主防災会規約

(名称及び所在地)

第1条 この自主防災組織の名称は、サーパス知寄町 I 自主防災会（以下「防災会」と略す）と称し、管理組合の附属組織とする。また、事務所を高知市知寄町 2 丁目 4 - 1 0 サーパス知寄町 I 管理人室におく。

(目的)

第2条 この会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震・火災・風水害などその他）による被害の防止及び軽減を図るとともに、会員の防災意識の啓発を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 防災に関する知識の普及に関すること。
- 2 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、非難誘導、応急手当に関すること。
- 3 防災訓練の実施に関すること。
- 4 防災資機材の備蓄に関すること。
- 5 その他の目的達成のために必要な事業。

(構成)

第4条 この会は、サーパス知寄町 I の区分所有者及び入居者世帯とする。

(役員)

第5条 この会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
班長	5名
班員	若干名
監事	1名

第6条 役員任期は、定例総会から次期定例総会までとし、再任を妨げない。

第7条 会長は、管理組合理事長が兼ね、会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 会計は、この会の会計処理をする。
- 4 班長は、担当班の業務遂行及び班会の処理を行う。
- 5 監事は、業務及び会計を監査し、その結果を役員会及び総会に報告する。

(会議)

第8条 この会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は、毎年6月末日までに開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、役員会の同意を得て招集する。
- 4 会議は、各会議の構成員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ開くことはできない。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(自主防災計画)

第9条 この会は、第2条の目的を達成するため、自主防災計画を作成して、会の円滑な運営に資するものとする。

- 2 自主防災計画は次の事項について定める。
  - 一 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - 二 防災知識の啓発と普及に関すること。
  - 三 防災訓練の実施に関すること。
  - 四 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出し等に関すること。
  - 五 その他必要とする事項。

(会計)

第10条 この会の運営に関する費用は、管理組合からの助成金、その他の収入をもって充てる。

第11条 管理組合からの助成金は、134,000円を上限とし、改訂については総会の議決を経て、定める。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(監査)

第13条 この会の監査は、毎年1回監事が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監事は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第14条 この会則に定めない事項で、この会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定めることができる。

(付則)

この会則は2006（平成18）年6月16日から実施する。